

ベースアップ評価料について

令和7年5月よりベースアップ評価料の算定を開始します。

外来・在宅ベースアップ評価料 I (初診時) : 6点
〃 (再診時等) : 2点
入院ベースアップ評価料33 : 33点(入院1日につき)

「ベースアップ評価料」とは

令和6年6月の診療報酬改定にて新設されたもので

医療スタッフの処遇を改善し、人材確保に努め、良質な

医療提供を継続するためのものです。

○令和7年5月以降患者様の診療費の負担が増える場合があります。

○上乗せ分は医療現場で働く職員の賃上げにすべて充てられます。

2025年5月1日

ふれあい東戸塚ホスピタル 院長